

いわき市UIターン支援金対象確認フローチャート

まずは、**移住前**に
確認してみましょう！

東京23区内に直近1年以上住んでいる。

はい

いいえ

東京都・千葉県・神奈川県・埼玉県（※）から東京23区内に直近1年以上通勤している。

※一部、対象外地域あり

はい

いいえ

住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は通勤している。

※在住と通勤の年数は合算可能

※令和2年12月22日以降に移住した方で、
所定の地域に在住しつつ、東京23区内の大学
等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した
者については、通学期間も対象期間とすること
ができます。

はい

いいえ

東京23区内の在住年数だけで、
通算5年以上である。

はい

いいえ

東京都（23区外）・千葉県・神奈
川県・埼玉県（※）から東京23区
内に通勤していた年数を含めると通
算5年以上である。

はい

いいえ

就労状況は以下の要件のいずれかにあて
はまる。

対象外

A 県マッチングサイトの掲載求人に応募して就職

福島県移住支援・就業マッチングサイト「感動！ふくしま」に掲載されている支援金対象求人に応募し、新規就職した場合。

B プロフェッショナル人材制度等を活用した就職

内閣府が実施する「プロフェッショナル人材事業」または「先導的マッチング事業」を利用し、人材紹介会社等を介して就職したこと。

C 移住元の仕事をテレワークで継続

企業等からの命令でなく、自分の意志で移住し、移住後も引き続きテレワーク（週20時間以上）を実施しながらいわき市を生活の本拠とする場合。

D 本市と関係人口である場合

移住前から本市と関係人口であり、かつ県内企業等に就職、または起業、農林水産業に就職していること。
※1 関係人口：いわきファンクラブの登録者、IWAKIふるさと誘致センターの登録者、親族がいわき市在住の方、いわき市に通学・通勤・居住していた方等

E ふくしま地域課題解決型起業支援金の採択

地域課題解決型起業支援金の交付決定を1年以内に受けていること。

移住支援金対象

※ 転入前に一度創生推進課(0246-22-7551)までご相談ください。